

2021年8月27日

## 救急外来での患者受け入れ休止のお知らせ

当センターにおいては、厚生労働大臣及び東京都知事からの要請（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2第1項（以下、同法律））に従い、新型コロナウイルス感染症への診療を強化するため、救急外来での患者受け入れを下記のとおりといたします。

現在、東京都における医療提供体制も非常に厳しい状況となっており、災害レベルの非常事態が継続しているため、不急の入院・手術の延期など通常医療の制限等も視野に入れ、同法律の要請を受け入れるものです。

当センターをご受診希望の方へは大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 受け入れ休止期間

2021年8月27日（金）17時より当面の間

### 2 例外的に救急外来を受診できる方

- (1) 中学生以下の方（通院・紹介状の有無は問いません）
- (2) 当センターの一般外来に現在も継続して通院されている都内在住の方
- (3) 当センター救急外来あての紹介状がある方

※救急外来または職員が以下の対応を行っている場合はお受けすることができません。

- ・重篤な患者さんの治療を行っている場合
- ・救急車で搬送されてきた患者さんの治療を行っている場合
- ・その他当センターで受け入れることが出来ないと判断した場合

日本赤十字社医療センター院長